

山形県高等学校体育連盟ソフトテニス専門部 規約

1 組織並びに目的

- (1) 本専門部は山形県高等学校体育連盟ソフトテニス専門部（以下本部会と略）と称する。
- (2) 本部会は山形県内の高等学校のソフトテニスに関わる顧問を以て会員とする。
- (3) 本部会は県内の高等学校のソフトテニスに関わる生徒に、ソフトテニスの正しい方向を示すと共に教育的に指導することを目的とする。
- (4) 本部会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
 - ア 学校ソフトテニス活動に関する方針の確立
 - イ ソフトテニスに関する各方面との連絡
 - ウ ソフトテニスに関する研究会・講習会の開催
 - エ 県大会の開催、その他必要な事項
- (5) 本部会は山形県高等学校体育連盟の趣旨に従うとともに、その所属する各専門部と協調することを原則とする。また、本部会は、常に山形県ソフトテニス連盟と協調し、緊密なる連絡を保つことを心がける。

2 組織役員

- (1) 本部会は事業を行うため次の役員を置く。
部長、副部長、常任委員、委員長、事務局、監事、委員
- (2) 部長は県校長会、副部長は地区校長会において選出される。
- (3) 部長は、本部会を代表して会務を統括し、役員会を招集してその議長となる。副部長は部長を補佐し、部長事故あるときはその代務をする。
- (4) 常任委員は、各地区顧問会の互選によって1名選出される。
- (5) 常任委員は、本部会の会務を執行するとともに、地区委員長として各地区の統括を行う。
- (6) 委員長は、常任委員会の推薦によって選出される。委員長は地区委員長を兼任しないものとする。
- (7) 委員長は、本部会を代表して会務を執行する。
- (8) 常任委員とは別に事務局を置くことができる。事務局は、委員長または常任委員会の推薦により選出する。
- (9) 事務局は、本部会の会計を担当し、会務執行のための諸準備を執り行う。
- (10) 監事は、常任委員会の推薦によって選出する。
- (11) 監事は、本部会の会計を監査する。
- (12) 委員は、競技・審判・強化・広報委員を置く。
- (13) 委員は、各地区より1名ずつ選出する。
- (14) 委員長は、常任委員が担当し、委員会の議長となる。
- (15) 役員任期は、2ヶ年とする。ただし、再任は妨げない。補欠によって就任した役員任期は前任者の残任期間とする。ただし、部長、副部長については、この限りではない。

3 会議

- (1) 本部会は、次の各機関を置く。
 - ア 常任委員会
 - イ 委員会
 - ウ 特別委員会
- (2) 常任委員会は、常任委員会の構成員全員によって成立し、本部会の次の重要事項を協議決定し、出席者の多数を以て決める。
 - ア 各地区顧問会から委任された事項
 - イ 緊急事項の処理
 - ウ 各種原案の作成並びに企画
- (3) 委員会は、次の事項を執行する。
 - ア 競技委員会
 - (ア) 県高校総体・県新人大会の組合せ会議の運営並びに、前記大会の競技運営全般を統括する。
 - (イ) 山形県ソフトテニス連盟の競技委員会の委員となる。
 - イ 審判委員会
 - (ア) 審判資格の取得を図るとともに、審判技術向上のための指導を行う。
 - ウ 強化委員会
 - (ア) 生徒のソフトテニス技術の向上のために、各種事業の計画・執行を行う。
 - (イ) 山形県ソフトテニス連盟の強化委員会の委員となる。
- (4) 広報委員会
 - (ア) 県専門部のサイト管理及び地区のサイト管理を行う。
- (5) 特別委員会
 - (ア) 委員長によって諮問された事項について研究・施行する。

4 会計

- (1) 本部会の経費は、山形県高等学校体育連盟運営費・山形県ソフトテニス連盟運営経費及び各種事業費を以てあてる。
- (2) 会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日を以て終わる。

付則 本規約は、平成 5年 4月 1日より実施する。

付則 本規約は、平成 6年 5月 1日一部改正。

(山形県ソフトテニス連盟規約改正に伴い)

付則 本規約は、平成17年 2月13日一部改正。

付則 本規約は、平成29年 2月13日一部改正。

付則 本規約は、令和 2年 2月11日一部改正。